

楽天でんき 電気需給約款 新旧対照表 (2022年2月24日実施)

現約款	新約款
<p>第3条 用語の定義</p> <p>24. 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別途当社が定める「楽天でんき料金表」に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>26. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別途当社が定める「楽天でんき料金表」に定めるところによります。</p> <p>第6条 需給契約の申込み</p> <p>2. 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただき、お客さまに適用される契約種別ごとにそれぞれ決定いたします。 <u>この場合</u>、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。</p>	<p>第3条 用語の定義</p> <p>24. 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別途当社が定める「楽天でんき料金メニュー」に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>26. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別途当社が定める「楽天でんき料金メニュー」に定めるところによります。</p> <p>第6条 需給契約の申込み</p> <p>2. 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。<u>ただし、契約負荷設備、契約電流および契約容量については、他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合、当該小売電気事業者との需給契約終了時点の契約負荷設備、契約電流および契約容量と同じといたします。適用となる契約種別は契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力に基づき、楽天でんき料金メニューにより決定します。</u> <u>なお</u>、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。</p>

現約款	新約款
<p>第7条 需給契約の成立および契約期間</p> <p>2. 契約期間は以下の各号によります。なお、第(2)号に基づき契約期間が更新される場合、当社または代理店は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみを説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることとし、お客さまは、これにあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(1)契約期間は本需給契約が成立した日から、需給開始の日以降1年目の日までとします。 (2)契約期間満了日に先だって双方から本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとします。</p> <p>第10条 需給の開始</p> <p>1. 当社は、本契約を締結しようとするときは、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、需給開始日から、本契約に基づく電気の供給を開始します。この場合の需給開始日は以下のとおりとします。</p> <p>(1)引越し（転入）等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。</p> <p>(2)他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、お客さまが申込みをした後に到来する最初の検針日とします。また、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次回以降の検針日となる場合もあります。</p> <p>第12条 契約種別および電気料金</p> <p>契約種別および電気料金に関する事項の詳細は別途当社が定める「楽天でんき料金表」に定めるとおりとします。</p>	<p>第7条 需給契約の成立および契約期間</p> <p>2. 契約期間は以下の各号によります。なお、第(2)号に基づき契約期間が更新される場合、当社または代理店は、更新前に更新後の契約期間のみを当社が適切と判断した方法によりお知らせし、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることとし、お客さまは、これにあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(1)契約期間は本需給契約が成立した日から、需給開始の日以降1年目の日までとします。 (2)契約期間満了日の15日前までに双方から本契約の終了の申し出がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとします。</p> <p>(3)需給契約の内容（契約期間を除く）を契約期間中に変更する場合であっても、契約期間は変更されないものといたします。</p> <p>第10条 需給の開始</p> <p>1. 当社は、本契約を締結しようとするときは、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、需給開始日から、本契約に基づく電気の供給を開始します。この場合の需給開始日は</p> <p>別途協議により定めた場合を除き、お客さまが申込みをした後に到来する最初の検針日とします。また、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次回以降の検針日となる場合もあります。</p> <p>第12条 契約種別および電気料金</p> <p>契約種別および電気料金に関する事項の詳細は別途当社が定める「楽天でんき料金メニュー」に定めるとおりとします。</p>

現約款	新約款
<p>第13条 電気料金の算定期間および支払条件等</p> <p>4. 電気料金の支払義務および料金の支払期日 お客さまの電気料金の支払義務は、検針日または計量日に発生します。お客さまの電気料金の支払期日は、請求を行った月の翌月1日とします。なお、クレジットカードの<u>引き落とし日に引き落とし</u>ができなかった場合は、別途コンビニエンスストア用振込用紙にてお支払いをいただくものとし、当社所定の事務手数料を申し受け<u>ます。</u></p> <p>5. 支払遅延の際の措置 お客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額、<u>再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額</u>を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息を申し受け<u>ます。</u>この延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払い義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>第21条 契約の変更</p> <p>3. 契約種別または料金単価の変更 当社は、別途当社が定める「楽天でんき料金表」に定める契約種別が終了し、または料金改定が必要となる場合は、以下の各号にしたがい、本契約における新たな契約種別または料金単価を定めることができます。</p>	<p>第13条 電気料金の算定期間および支払条件等</p> <p>4. 電気料金の支払義務および料金の支払期日 お客さまの電気料金の支払義務は、検針日または計量日に発生します。お客さまの電気料金の支払期日は、請求を行った月の翌月1日とします。なお、クレジットカード<u>会社による電気料金の立替え</u>ができなかった場合は、別途コンビニエンスストア用振込用紙にてお支払いをいただくものとし、当社所定の事務手数料を申し受け<u>ます。</u></p> <p>5. 支払遅延の際の措置 お客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額から<u>再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金</u>を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息を申し受け<u>ます。</u>この延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払い義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>第21条 契約の変更</p> <p>3. 契約種別または料金単価の変更 当社は、別途当社が定める「楽天でんき料金<u>メニュー</u>」に定める契約種別が終了し、または料金改定が必要となる場合は、以下の各号にしたがい、本契約における新たな契約種別または料金単価を定めることができます。</p> <p>4. 契約内容を変更する場合、当社または代理店は、変更前には、変更事項（ただし軽微な変更の場合は変更事項の概要）を当社が適切と判断した方法によりお知らせし、変更後には、当社の名称および住所、お客様との契約年月日、変更事項ならびに供給定点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることとし、お客さまは、これにあらかじめ承諾していただきます。</p>

現約款	新約款
<p>第23条 中途解約</p> <p>1. 第7条（需給契約の成立および契約期間）第2項にかかわらず、お客さまは当社に本契約を解約する旨を解約希望日とともに解約希望日の15日前まで（以下「解約通知期限」といいます。）に書面で通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。</p> <p>なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなすものとします。</p> <p>2. 第1項の場合、本契約は、以下の場合を除いて、お客さまが当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。</p> <p>(1)当社がお客さまの解約通知を解約通知期限以降に受け取った場合は、<u>当社が解約通知を受け取った日の翌日から15日後に</u>本契約が終了するものとします。</p> <p>附則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>この需給約款は、<u>2021年4月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>第23条 中途解約</p> <p>1. 第7条（需給契約の成立および契約期間）第2項にかかわらず、お客さまは当社に本契約を解約する旨を解約希望日とともに原則、解約希望日の15日前まで（以下「解約通知期限」といいます。）に書面、<u>電子メール、電話その他当社が適当と認めた方法で当社に</u>通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなすものとします。</p> <p>2. 第1項の場合、本契約は、以下の場合を除いて、お客さまが当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。</p> <p>(1)当社がお客さまの解約通知を解約通知期限以降に受け取った場合は、<u>お客さまと当社との協議によって定められた期日に</u>本契約が終了するものとする場合があります。</p> <p>附則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>この需給約款は、<u>2022年2月24日</u>から実施いたします。</p>